日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県浦添市字仲西外間門原	三七一番	雑種地

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年四月十六日付け沖防第三千二十四号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年六月十二日から同月二十六日まで

令和八年六月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年６月12日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道175号	兵庫県西脇市上戸田字奥垣内一〇三番一から同市寺内字天神五一六番一まで

2　指定する期日　令和８年６月13日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車輌の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年６月12日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道175号	兵庫県西脇市上戸田字奥垣内一〇三番一から同市寺内字天神五一六番一まで

2　指定する期日　令和８年６月13日

国家試験

令和８年度情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びＩＴパスポート試験を除く）

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第４条第１項及び第39条において準用する第４条第１項の規定に基づき、令和８年度情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びＩＴパスポート試験を除く。）を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

令和８年６月12日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　試験を実施する期日

⑴　前期試験

令和８年10月１日（木）から令和８年12月31日（木）までの間で、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の指定する日

（試験の区分）

情報処理安全確保支援士試験
ＩＴストラテジスト試験
システムアーキテクト試験
ネットワークスペシャリスト試験
ＩＴサービスマネージャ試験
応用情報技術者試験

⑵　後期試験

令和９年１月１日（金）から令和９年３月31日（水）までの間で、機構の指定する日

（試験の区分）

情報処理安全確保支援士試験
プロジェクトマネージャ試験
データベーススペシャリスト試験
エンベデッドシステムスペシャリスト試験
システム監査技術者試験
応用情報技術者試験

2　試験場所　機構が指定する場所

3　受験資格　特に限定しない。

4　試験案内書について

⑴　入手方法　機構のホームページ（https://www.ipa.go.jp/）から受信する。

⑵　入手期間　機構が指定する期間

5　受験手数料　情報処理の促進に関する法律施行令第２条第１項及び第２項で定める額

公告

諸事項